

(様式第2号)

監委第 18 号

平成20年 5月13日

太 田 市 長 清 水 聖 義 様

太田市議会議長 山田 隆史 様

太田市監査委員 桐 生 博 司

太田市監査委員 稲 葉 征 一

定 期 監 査 結 果 報 告 書

(消 防 本 部)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の期間

平成20年4月30日から平成20年5月12日まで

2 監査の方法

定期監査実施にあたっては、各監査対象における平成19年度(平成20年3月31日現在)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに事務が合理的かつ効果的に実施されているか監査を実施した。

3 監査の対象

◎ 消防本部

(1) 組 織

本監査日現在、消防本部の監査対象所属職員は344名であり、5課及び4署で構成されている。

○消防総務課

(1) 組 織

本監査日現在、消防総務課の職員は17名であり、総務係、企画係及び職員係で構成されている。

(2) 事務分掌

ア 渉外及び儀式に関すること。

イ 表彰に関すること。

ウ 公印の管理に関すること。

エ 文章の管理に関すること。

オ 条例及び規則に関すること。

- カ 消防音楽隊に関する事。
- キ 消防の総合企画に関する事。
- ク 特命事項の調査及び研究に関する事。
- ケ プロジェクトチームの設置に関する事。
- コ 署・課長会議及び調整会議に関する事。
- サ 組織機構の見直しに関する事。
- シ 事務の効率化に関する事。
- ス 情報施策の総合企画及び調整に関する事。
- セ 消防長会に関する事。
- ソ 消防協会に関する事。
- タ 群馬県市町村総合事務組合に関する事。
- チ 消防広報に関する事。
- ツ 消防年報の編集及び発行に関する事。
- テ 住民の要望、陳情、相談等の受付及び連絡調整に関する事。
- ト 職員の任命、賞罰、服務及び身分並びに賠償責任に関する事。
- ナ 職員の配置に関する事。
- ニ 職員の給与及び待遇に関する事。
- ヌ 退職手当に関する事。
- ネ 職員の研修及び計画に関する事。
- ノ 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- ハ 職員の公務災害補償に関する事。
- ヒ 職員の貸与品の出納及び保管に関する事。
- フ 消防職員委員会に関する事。
- ヘ 職員の相談に関する事。
- ホ 物品の経理及び保管に関する事。
- マ 財産管理に関する事。
- ミ 消防施設の管理に関する事。
- ム 他課に属さない事項の処理に関する事。
- メ その他本部内の連絡調整に関する事。

○予防課

(1) 組織

本監査日現在、予防課の職員は11名であり、予防査察指導係、火災原因調査係、危険物規制係及び消防設備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 火災予防の企画に関する事。
- イ 予防広報に関する事。
- ウ 防火管理に関する事。
- エ 防火協力団体に関する事。

- オ 火災その他の災害原因及び損害の調査に関する事。
- カ 火災調査技術の研究及び指導に関する事。
- キ 火災統計に関する事。
- ク 危険物等の規制に関する事。
- ケ 危険物関係の統計に関する事。
- コ 火薬類の規制に関する事。
- サ 建築物の消防同意及び検査に関する事。
- シ 防火対象物の防火指導に関する事。
- ス 防火対象物の統計に関する事。
- セ その他予防業務に関する事。

○警防課

(1) 組 織

本監査日現在、警防課の職員は9名であり、警防救助係、救急係及び装備係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 警防、救急及び救助業務の総合企画に関する事。
- イ 警防、救急及び救助業務の指導に関する事。
- ウ 消防訓練等の総合企画に関する事。
- エ 消防計画に関する事。
- オ 消防機械器具及び資機材の購入・管理に関する事。
- カ 消防水利の整備等に関する事。
- キ 公有自動車共済事務、事故処理に関する事。
- ク 安全管理事務に関する事。
- ケ 開発行為の消防指導に関する事。
- コ 消防相互応援及び広域応援に関する事。
- サ 消防統計に関する事。
- シ 安全運転管理に関する事。
- ス 機関員の養成及び技能管理に関する事。
- セ 応急手当の普及啓発に関する事。
- ソ 救急医療機関との連絡調整に関する事。
- タ 救急協力団体に関する事。
- チ その他必要な事項に関する事。

○消防団課

(1) 組 織

本監査日現在、消防団課の職員は4名であり、消防団係及び消防団施設係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 消防団員(以下「団員」という。)の任免、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。
- イ 団員の報酬及び費用弁償に関する事。

- ウ 団員の被服等の貸与に関する事。
- エ 団員の服務及び勤務条件に関する事。
- オ 団員の表彰に関する事。
- カ 団員等の公務災害補償に関する事。
- キ 団員の退職報償金に関する事。
- ク 団員の研修に関する事。
- ケ 団員の福利厚生に関する事。
- コ 消防団の諸行事に関する事。
- サ 群馬県消防団長会に関する事。
- シ 施設・装備その他物品の管理に関する事。
- ス 会計及び経理に関する事。
- セ その他必要な事項に関する事。

○通信指令課

(1) 組 織

本監査日現在、通信指令課の職員は15名であり、管理係、通信指令第1係及び通信指令第2係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 消防緊急通信指令施設に関する事。
- イ 災害通報の受信及び出動指令に関する事。
- ウ 消防無線に関する事。
- エ 消防信号に関する事。
- オ 災害情報収集及び伝達に関する事。
- カ 口頭指導プロトコルに関する事。
- キ 気象に関する事。
- ク 群馬県防災行政無線に関する事。
- ケ コンピューターシステムに関する事。
- コ ホームページに関する事。
- サ その他指令業務に関する事。

○中央消防署

(1) 組 織

本監査日現在、中央消防署の職員は94名であり、総務係、予防係、指揮第1係、警防第1係、救急第1係、救助第1係、指揮第2係、警防第2係、救急第2係、救助第2係、強戸出張所第1係、強戸出張所第2係、宝泉出張所第1係、宝泉出張所第2係、沢野分署警防第1係、救急第1係、警防第2係及び救急第2係で構成されている。

(2) 事務分掌

- ア 文章の收受に関する事。
- イ 公印の保管に関する事。

- ウ 広報公聴に関する事。
- エ 職員の服務、規則及び福利厚生に関する事。
- オ 所管する庁舎及び構内の維持管理に関する事。
- カ 各種統計に関する事。
- キ 消防団に関する事。
- ク 火災予防の普及に関する事。
- ケ 防火管理に関する事。
- コ 立入検査及び指導に関する事。
- サ 火災その他の災害原因及び損害の調査に関する事。
- シ 太田市火災予防条例(平成17年太田市条例第245号)に関する事。
- ス り災証明及び救急搬送証明に関する事。
- セ 液化石油ガスに関する事。
- ソ 防火協力団体に関する事。
- タ その他火災予防に関する事。
- チ 水火災その他災害の警戒及び防御に関する事。
- ツ 消防機械器具及び通信機器の取扱い並びに管理に関する事。
- テ 地理水利の調査保全等に関する事。
- ト 自衛消防組織の訓練指導等に関する事。
- ナ 警防計画に関する事。
- ニ 救急救助活動に関する事。
- ヌ 応急手当の指導普及に関する事。
- ネ その他消防活動上必要な事項に関する事。

○東部消防署

(1) 組 織

本監査日現在、東部消防署の職員は68名であり、総務係、予防係、指揮第1係、警防第1係、救急第1係、救助第1係、指揮第2係、警防第2係、救急第2係、救助第2係、蕨川出張所第1係、蕨川出張所第2係、九合分署警防第1係、救急第1係、警防第2係及び救急第2係で構成されている。

(2) 事務分掌

中央消防署と同様である。

○西部消防署

(1) 組 織

本監査日現在、西部消防署の職員は77名であり、総務係、予防係、指揮第1係、警防第1係、救急第1係、救助第1係、指揮第2係、警防第2係、救急第2係、救助第2係、尾島分署警防第1係、救急第1係、警防第2係、救急第2係、藪塚分署警防第1係、救急第1係、警防第2係及び救急第2係で構成されている。

(2) 事務分掌

中央消防署と同様である。

○大泉消防署

(1) 組 織

本監査日現在、大泉消防署の職員は47名であり、総務係、予防係、指揮第1係、警防第1係、救急第1係、救助第1係、指揮第2係、警防第2係、救急第2係、救助第2係、城之内出張所第1係及び城之内出張所第2係で構成されている。

(2) 事務分掌

中央消防署と同様である。

4 監査の結果

(1) 執行状況

消防本部における予算の執行状況及びその他財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正なものと認められた。